

令和2年度 広島県障害者支援課 主要事業の概要

「広島県障害者プラン」に基づき、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向けて、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

■障害者支援課所管事業の予算額

令和元年度当初予算額	令和2年度当初予算額	増減額
28,805,791千円	28,889,897千円	+84,106千円

■主要事業の概要 ※（ ）内は令和元年度当初予算額

1 障害への理解と協働による共生

(1) 「あいサポートプロジェクト」実施事業（人材育成） 予算額：6,567千円（6,601千円）

県民、企業・団体等に向けて、あいサポート研修を実施するとともに、企業・地域において障害者への支援活動の推進役となる、あいサポートリーダーを養成し、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す。

(2) 障害者差別解消法施行対応

障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）に伴い、次の事業を実施する。

ア 障害者差別解消支援地域協議会の運営 予算額：1,077千円（1,063千円）

障害者差別解消支援地域協議会を広島県障害者自立支援協議会の専門部会として運営するとともに、関係団体や市町の取組への支援等に取り組む。

イ 心のバリアフリー推進員設置事業 予算額：5,686千円（4,869千円）

ヘルプマーク等、障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。

(3) 障害者虐待防止・権利擁護推進事業 予算額：9,772千円（9,741千円）

障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携協力体制の整備や人材の養成等、必要な措置を講じることにより、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。

区 分	内 容
広島県障害者権利擁護センター運営	虐待事案について、届出の受理や情報提供等を実施
障害者虐待防止・権利擁護研修	市町、障害者福祉事業所等を対象とした研修

2 自立と社会参加の促進による共生

(1) 雇用・就労の促進

ア 障害者経済的自立支援事業【一部新規】 予算額：35,530千円(30,135千円)

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、障害者就労支援事業所に対し、経営コンサルタント等を派遣し、事業所経営力等の向上を図るとともに、製品企画及びプロモーションの実施を通じ、製品の認知度向上及び付加価値づくりに取り組む。

また、新たに県就労振興センターに統括ディレクターを配置し、受発注マッチング機能及びふれ愛プラザの運営強化を図るほか、事業所への農福専門家の派遣を通じ、農産物生産量の増と新たな販路獲得を支援する。

併せて、就労継続支援A型事業所の運営及び事業執行の適正化に向けて、法人・事業所職員等を対象とした研修の実施や県の立入検査に外部専門家を帯同した指導・監査等を令和元年度に引き続き実施するとともに、専門家による就労継続支援A型事業所の指定・取消における県への助言を行う審査体制の強化や、事業所の収益力向上のため経営コンサルタントの派遣等の支援を行う。

イ 障害者就業・生活支援センター運営事業 予算額：51,732千円(51,320千円)

障害者に対し就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、障害者の就業生活の自立を図る。

区 分	内 容
日常生活支援	障害者等の一般就労や職場定着等に向けた生活上の相談に応じるとともに、助言するなどの支援を行う。 また、圏域毎に設置した圏域就労支援ネットワーク会議を運営し、ハローワーク等の障害者就労支援機関との連携を推進する。
就労移行支援	一般就労に向けてのアセスメントや支援計画の作成を支援するとともに、利用する障害福祉サービス事業所等との連携による支援を一体的に行うための体制構築に向けた取組を行う。

ウ 障害者就労施設等が製作した製品等に対する優先発注等

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が製作した製品等を優先的に発注するとともに、平成30年度からの新たな「広島県工賃向上に向けた取組(第3期)」に基づき、市町と連携して障害者の経済的自立を支援する。

エ 関係機関による一体的な企業等支援(商工労働局と連携)

障害者雇用の増加を目指し、平成26年度に作成した「障害者雇用ビジネスモデル」の推奨により、企業等の障害者雇用を促進する。

(2) 社会参加の推進

ア 視覚障害者情報センター運営委託費 予算額：32,937千円(32,444千円)

視覚障害者の社会参加を推進するため、視覚障害者情報提供施設である当センターについて指定管理者による運営を行う。

※施設の主な機能：点字・録音図書等の製作・貸出，点訳・音訳・デジタイズ編集ボランティアの養成，点字教室・出前講習会等の普及・啓発事業の実施等

イ 広島県聴覚障害者センター運営事業 予算額：23,963千円(23,395千円)

聴覚障害者の情報・意思疎通支援の拠点施設として，平成29年1月に開設した新センターについて指定管理者による運営を行う。

※施設の主な機能：手話・字幕入りビデオ等の製作・貸出，相談対応，意思疎通支援者の養成・派遣，交流行事の開催，聴覚障害者への各種情報提供等

ウ 障害者芸術文化の推進 予算額：13,672千円(12,449千円)

障害者芸術文化の普及啓発や芸術家の育成を図るため，セミナーやワークショップの開催等により障害者の芸術文化活動を支援するとともに，「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」を開催する。

エ 地域生活支援事業

障害者が地域において自立した生活ができるよう，地域の実情や障害者の状況に即した事業を展開する。

(7) 県実施：障害者社会参加推進事業 [一部再掲] 予算額：53,078千円(52,133千円)

区分	内容
人材育成	○要約筆記者，盲ろう者通訳・介助員，失語症者向け意思疎通支援者等養成研修 ○盲ろう者向け通訳・介助員，失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業 ○音声機能障害者発声訓練，指導者養成 等
その他事業	○身体障害者補助犬の育成 ○障害者社会参加推進センターの運営 ○生活訓練事業（オストメイト社会適応訓練事業） ○点字による即時情報ネットワーク ○字幕入り映像ライブラリー ○要約筆記者派遣ネットワーク ○心のバリアフリー推進員設置 等

(イ) 市町実施：市町障害者地域生活支援事業 予算額：720,010千円(725,618千円)

区分	内容
必須	相談支援事業，成年後見制度利用支援事業，成年後見制度法人後見支援事業，意思疎通支援事業，日常生活用具給付等事業，移動支援事業，地域活動支援センター機能強化事業，理解促進研修・啓発事業，自発的活動支援事業，手話奉仕員養成研修事業
任意	福祉ホームの運営，訪問入浴サービス，生活訓練等，日中一時支援，レクリエーション活動等支援 等

3 保健・医療の充実

(1) 障害者に対する医療サービスの充実

ア 自立支援医療（更生医療・精神通院医療） 予算額：4,369,459千円（4,668,108千円）
心身の障害状態の軽減を目的とした更生医療，精神通院医療を給付又は給付に係る経費の一部を負担する。

イ 重度心身障害児（者）医療費 予算額：4,011,663千円（4,048,398千円）
重度心身障害児（者）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため，重度心身障害児（者）医療費を負担する市町に対し助成する。

(2) 発達障害者支援体制の充実 予算額：92,005千円（79,750千円）

ア 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】

発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを配置し，市町だけでなく，事業所，医療機関，学校等に対して指導，助言等を行い，地域における重層的な支援体制を構築する。

また，市町，事業所，学校，医療機関等における人材育成に取り組むとともに，発達障害に係る普及啓発を行う。

さらに，家族支援体制の整備を図るとともに，医療機関の役割分担と支援機関と医療機関との連携などの地域ネットワーク支援体制構築を行う。

区 分	内 容
地 域 支 援 体 制	地域支援マネジャー（2人）による市町，事業所，医療機関，学校等への支援
人 材 育 成	○教職員対象スキルアップ研修 ○早期発見・早期支援関係職員対象スキルアップ研修 ○支援者対象基礎研修 ○医師対象研修
家 族 支 援 体 制	○ペアレント・トレーニング実施者養成研修 ○地域ピアサポートコーディネーター研修，地域ピアサポート研修・検討会議
発 達 障 害 の 医 療 体 制 整 備	○発達障害医療機関ネットワーク構築 ○医療機関初診前の事前アセスメント，相談や支援に関わる機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築

イ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害児（者）に対する支援を総合的に担う広島県発達障害者支援センターを運営する。

※主たる業務：相談支援，発達支援，就労支援，機関連携・連絡調整，情報提供・研修

ウ 児童発達支援センター等機能強化事業

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において，障害のある子供や障害の疑いのある子供への支援内容を検討し，医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制を確保する。

また，保育士等地域の子育て支援機関に対し，障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

(3) **医療的ケア児等在宅生活支援事業【新規】** 予算額：13,627千円(0千円)

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児等に対する支援者のネットワーク構築と人材育成を実施し、在宅の医療的ケア児等が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。

区 分	内 容
医療的ケア児等支援者のネットワーク化	○医療的ケア児等支援者のネットワーク構築、アドバイザー業務 ○医療機関、障害福祉サービス事業所、医療的ケア児等コーディネーター等多職種連携研修
医療的ケア児等支援者の人材育成	○医療的ケア児等に対応できる看護師及び介護従事者の育成

(4) **医療型短期入所施設補助事業** 予算額：5,095千円(3,092千円)

医療的ケアの必要な障害児（者）を在宅で介護する家族等を支援するため、受入施設が不足している尾三圏域及び備北圏域において、病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して、引き続き、未利用日数に対する収入相当額を補助し、短期入所の定員を確保する。

- ・尾道市立市民病院（利用市町：尾道市，三原市，世羅町）
- ・市立三次中央病院（利用市町：三次市，庄原市，安芸高田市，世羅町，尾道市）

債 務 [4,971,454千円]

(5) **県立医療型障害児入所施設整備事業** 予算額：61,013千円(79,836千円)

県立医療型障害児入所施設（わかば療育園，若草療育園，若草園）について，重症心身障害児（者）の在宅支援機能の強化及び療育環境の改善を図るため，移転・改修等を行う。

区 分	内 容
整 備 内 容	○ 県立医療型障害児入所施設整備工事（工期：R2～R5） ・ わかば療育園（東広島市八本松町）：新築移転（東広島市西条町）工事 ・ 若草療育園（東広島市西条町）：改修工事 ・ 若草園（東広島市西条町）：改修工事 ・ 工事監理等

4 地域生活の支援体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の充実

ア 障害者介護サービス等給付事業 予算額：17,107,066千円（16,810,464千円）

障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費・障害児通所支援，障害者療養介護医療費，補装具給付費）の提供に係る公費負担を行う。

イ 障害者社会参加推進事業〔再掲〕 予算額：53,078千円（52,133千円）

ウ 児童福祉法関係事業 予算額：858,682千円（797,172千円）

障害のある児童が，日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所するための費用の一部又は全部を負担する。

区 分	内 容
障害児入所給付費	障害児入所給付費，障害児入所医療費
障害児施設措置費	障害児入所施設等への入所措置に係る費用

エ 障害福祉サービス事業所等整備費補助金 予算額：203,730千円（202,025千円）

※前年度からの繰越額を含む場合 予算額：252,330千円（362,309千円）

社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の整備に要する経費を助成する。

年度区分	施設種別	箇所数	整備区分
令和元年度分 (繰越(補正)分)	障害福祉サービス事業所	2か所	創設
	障害者(児)施設のブロック塀改修	1か所	改修
	障害者(児)施設の非常用自家発電設備	2か所	設置
	障害福祉サービス等事業所のICT導入	42か所	—
	障害福祉サービス等事業所のロボット等導入	12か所	—
令和2年度分	障害者支援施設	2か所	改築 大規模改修等
	障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	2か所	改築 大規模改修等
計		63か所	

(2) 障害者地域生活支援体制推進事業〔一部再掲〕 予算額：28,333千円（22,316千円）

市町における相談支援体制や地域生活支援システム整備に向けた取組を支援するとともに，相談支援事業者等の人材育成の強化に取り組み，各地域における支援ネットワークの形成など，地域生活支援体制の整備を図る。

また，医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を実施するとともに，医療的ケア児等の支援に関する各分野の関係機関等による協議の場で協議を行う。

(3) **精神障害者地域生活支援事業** 予算額：3,769千円(1,867千円)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障害を有する当事者としての立場で、長期入院患者の退院意欲の喚起や、退院することへの不安の軽減、地域生活移行後の支援等を担うピアサポーターを養成し、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備する。

■ 県立医療型障害児入所施設整備事業

債務 [4,971,454 千円]
 予算額 61,013 千円 (R元 79,836 千円)

1 目的

障害者差別解消法が施行され、障害者に対する合理的配慮が求められるなど、障害者を取り巻く環境が変化している中で、施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）について移転・改修等を行うことにより、重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化及び療育環境の改善を図る。

2 事業内容

(単位：千円)

内 容	予算額
○県立医療型障害児入所施設整備工事（工期：R2～R5） ・わかば療育園（東広島市八本松町）：新築移転（東広島市西条町）工事 ・若草療育園（東広島市西条町）：改修工事 ・若草園（東広島市西条町）：改修工事 ・工事監理等	(債務 4,971,454) 61,013

【主な整備内容】

(1) 在宅重症心身障害児(者)への支援機能の強化

- 短期入所定員を拡充（わかば療育園 定員5人→8人、若草療育園 定員5人→7人）
- 親子入園において、NICU退院児や重症心身障害児の受入体制を強化
- 通園定員を拡充し、在宅において負担が大きい入浴サービスを新たに実施（わかば療育園 定員5人→10人）

(2) 療育環境の改善

- 入所者のプライバシー確保，感染症予防のため，1部屋あたり原則4人以下に見直し
- 1人当たりの病床面積を拡張（9㎡/人以上）
- 高度な医療的ケアが必要な障害児(者)の受入対応のため，医療用配管等の設備を充実
- 体温調整の困難な障害児(者)等に対応するため，空調の中央管理から個別空調化
- スタッフステーションを中心とした病棟内レイアウトへ変更
- 災害時等への対応として非常用電源の充実（72時間以上）



※左側：若草園，右側：わかば療育園

【整備スケジュール】

H30	R元	R2	R3	R4	R5
実施設計	各種手続， 発注準備・契約	新わかば療育園 整備	若草園 改修・増築	若草療育園 改修・増築	

■ 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】

予算額 64,587千円 (R元 52,749千円)

1 目的

発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町において、個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を受け、発達障害児（者）の自立と社会参加が促進されるよう地域における重層的な発達障害支援体制を推進する。

2 事業内容

身近な地域・市町において、発達障害児（者）の特性に沿った対応ができる地域支援体制を整備するとともに、診療医養成研修の実施により、医療機関、事業所、教育機関等における人材を育成する。また、家族支援体制の整備を図るとともに、医療機関の役割分担と支援機関と医療機関との連携など、地域ネットワーク支援体制の構築を行う。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
1 発達障害地域支援体制推進事業		
地域支援体制の整備	○市町において関係機関が連携した支援体制が整備されるよう市町、福祉、教育、医療機関等への相談・助言など総合的な支援を実施	11,105
人材育成	○学校や医療機関等に対し、発達障害児（者）の特性に配慮した支援ができるようスキルアップ研修等を実施	3,954
家族支援体制の整備	○発達障害児・者の家族支援体制の充実を図るため、相談・助言体制の整備を行うとともに、発達障害のペアレント・トレーニングの実施者を養成	2,587
発達障害医療体制の整備	○発達障害の診療ができる医師の養成等を行うため、拠点医療機関において陪席研修の実施や専門医とかかりつけ医の連携体制構築に向けた研修等を実施 ○発達障害児・者が、身近な地域で適切な支援を切れ目なく受けるため、相談や支援に関わる機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築をモデル的に実施【新規】	23,611
2 児童発達支援センター等機能強化事業		
児童発達支援センター等の強化	○身近な地域での発達支援体制充実のため、市町母子保健担当やひろしま版ネウボラ等との連携を強化し、早期かつ専門的な支援体制の整備と連携調整 ○乳幼児健診時からの確なスクリーニング機能を提供し、健診後フォロー教室で育児不安層、経過観察層に療育的支援、保護者支援を実施【新規】	23,330
合 計		64,587